

公 示

道路運送法施行規則第 55 条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から 10 日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和 7 年 7 月 4 日

中部運輸局長

中 村 広 樹

事 案 の 公 示

(公示番号第35号)

〔 令 和 7 年 7 月 4 日 〕
中 部 運 輸 局

件 名 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事 案 番 号	申請者の氏名又は名称	事 案 の 概 要	適用する営業区域	備 考
A-142	瑞穂タクシー 株式会社	次に掲げる運賃及び料金の額の変更 1. 運賃及び料金 (1)距離制運賃 (2)時間距離併用運賃 (3)時間制運賃 (4)待料金 (5)迎車回送料金 (6)サービス指定予約料金 2. 運賃の割増 (1)深夜・早朝割増 22時から翌朝5時まで 3. 運賃の割引 (1)障害者割引 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳 制度要綱(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定 する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者に適用 (2)高齢者割引 予め登録を受けた70歳以上の者に適用 (3)幼児・児童割引 小学生以下の幼児・児童が個人又は複数で乗車した場合 に限り適用 (4)敬老パス割引 名古屋市が交付した敬老パスを保有する者自身が乗車し、 その敬老パスに入金された電子マネーで全額支払う場合に 適用 (5)遠距離割引 距離制運賃で5,000円を超える金額に適用 (6)プリペイドカード割引 プリペイドカード販売時に割引適用 (内訳は別紙のとおり)	愛知県 名古屋地区 既認可営業区域	運賃改定

申 請 運 賃 及 び 料 金

No.1

事案番号				A-142	
申請者の氏名又は名称				瑞穂タクシー 株式会社	
事 案 の 概 要	距離制運賃	特定大型車	初乗	0.8km まで	590円
			加算	192m までごとに	110円
		大型車	初乗	0.8km まで	540円
			加算	199m までごとに	110円
		普通車	初乗	0.8km まで	500円
			加算	215m までごとに	100円
	時間距離併用運賃及び待料金	特定大型車		1分10秒 までごとに	110円
		大型車		1分15秒 までごとに	110円
		普通車		1分20秒 までごとに	100円
	時間制運賃	特定大型車	初乗	30分までごとに	5,700円
			加算	15分までごとに	2,850円
		大型車	初乗	30分までごとに	5,100円
			加算	15分までごとに	2,550円
		普通車	初乗	30分までごとに	4,450円
			加算	15分までごとに	2,200円
	料金	迎車回送		1両ごとに	200円
		車両指定配車			
		時間指定配車		1両ごとに	1000円
	割増	深夜・早朝		22時から 翌朝5時まで	2割
	割引	障害者		1割	
		高齢者		1割(70歳以上)	
		運転免許証返納割引			
		幼児・児童割引		1割	
		敬老パス割引		1割	
		遠距離		5,000円超	1割
		プリペイドカード		0.5割	
		その他			